

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	港湾課	令和5年度中 城湾港(西原与 那原地区)調査 検討業務委託	令和5年10 月18日	18,216,000	株式会社 地域開発研究 所	東京都台東区東上野2- 7-6	第167条の2 第1項第2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があり、提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として業務を遂行できる提案であることが確認できたため、左記の業者を特定し契約の相手方として契約した。 本業務は、受注者を特定する際に、当該業務にかかる実施体制、実施方針、技術提案書に関する提案書による評価も重要であるためプロポーザル方式により契約を行った。	
2	空港課	不動産(土地) 鑑定評価	令和5年 10月27日	2,136,200	株式会社仲本不動産鑑 定研究所 代表取締役仲本兼徹	沖縄県那覇市久茂地1- 4-15	第167条の2 第1項第2号	本業務は不動産の額を鑑定するための業務である。 不動産鑑定に係る報酬は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、不動産の評価額により支払いをするものであるため、その性質又は目的が競争入札に適さないものである。 そのため、不動産の鑑定に関する法律第22条第1項の規程に基づく知事登録を受け、地価調査鑑定評価員に指名された鑑定業者の中から、以前同箇所を鑑定した実績を有する左記業者を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
3	空港課	不動産(土地) 鑑定評価	令和5年 10月27日	2,139,500	有限会社国土評価セン ター 代表取締役 黒島唯一	沖縄県石垣市登野城 1435-7	第167条の2 第1項第2号	本業務は不動産の額を鑑定するための業務である。 不動産鑑定に係る報酬は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、不動産の評価額により支払いをするものであるため、その性質又は目的が競争入札に適さないものである。 そのため、不動産の鑑定に関する法律第22条第1項の規程に基づく知事登録を受け、地価調査鑑定評価員に指名された鑑定業者から、石垣市唯一の沖縄県不動産鑑定士協会員にである左記業者を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	都市計画・ モノレール 課	令和5年度風 景づくりに係る シンポジウム 等運営委託業 務	令和5年 10月5日	3,762,000	丸正印刷株式会社	沖縄県中頭郡西原町 小那覇1215番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は業務実施体制、企画内容に優れていることから特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
5	都市計画・ モノレール 課	沖縄都市モノ レール(インフ ラ部)分岐器等 設置業務	令和5年 12月26日	53,064,000	沖縄都市モノレール株式 会社	沖縄県那覇市字安次嶺3 77-2	第167条の2 第1項第2号	本業務は、モノレール(営業本線)に係る分岐器等設置作業及び総合調整を行うものであり、県内での実績がない等の理由により難易度が高いものとなっている。 以上のことから、県と沖縄都市モノレール株式会社で「沖縄都市モノレール分岐器設置工事等に関する覚書」を締結し、同覚書に基づき、同社を受託先として契約した。	特命随意 契約
6	都市公園 課	海軍壕公園戦 跡ゾーン展望 台改築工事実 施設設計業務	令和5年 10月2日	3,893,300	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地1丁 目2番20号	第167条の2 第1項第2号	本業務の対象建築物は第11回沖縄県アンダー40設計競技ティーダフラッグス2022において、金賞を受賞しており、同設計コンペの応募要項1(9)より金賞受賞者は設計業務契約の交渉の第1候補となっている。 よって、上記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(規格競争型随意契約による場合)に基づき推移契約の相手方とした。	
7	首里城復 興課	首里城正殿赤 瓦製造業務	令和5年 11月21日	95,128,000	沖縄県赤瓦事業協同組 合	沖縄県与那原町字上与 那原491-11-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社案は審査委員会の選定基準に達していると認められたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	首里城復興課	首里城公園人流解析機器及びWi-Fi機器設置工事設計	令和5年11月7日	4,224,000	(株)環境設計国建	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	本業務は史跡内の現状変更を行い、機器設置を行うことから、インフラ等調査を行い、可能な限り電源等配管を既存配管併用とし、史跡の破損等が無いよう施工する必要がある特殊な現場である。現場での諸設備設計等実績が豊富な当該業者でなければ迅速かつ円滑な業務遂行は困難であると判断し選定した。	特命随意契約
9	建築指導課	令和5年度簡易診断技術者派遣等事業委託業務	令和5年10月17日	14,632,200	特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター	沖縄県浦添市西洲2丁目6番地6 組合会館2階	第167条の2 第1項第2号	本業務は建築構造に関する高度な知識と、構造解析に関するノウハウを有することが要求される。 そのためプロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。参加表明書、技術提案書について技術審査会及び指名審査会において審査し、左記の者を契約の相手方として選定した。	
10	施設建築課	浦添職業能力開発校給水設備改修工事	令和5年10月11日	35,200,000	(有)緑建	沖縄県沖縄市与儀3-2-21	第167条の2 第1項第8号	再度の入札に付しても落札者がなかったため、唯一の応札者である左記相手方から見積書を徴収して契約した。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	施設建築課	県立武道館修繕工事監理業務	令和5年 10月4日	1,793,000	(有)設計集団閃	沖縄県那覇市泊2-1-10	第167条の2 第1項第2号	<p>工事監理の対象となる工事内容は、既存施設の外壁改修および防水改修工事を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>当工事の場合は、特に屋根部分の収まりが複雑であることや、屋根部分にチタンダル仕上げを使用しており、構造等に制約がある施設と言える。設計時に現場を詳しく調査し、検討した者でなければ工事監理を行うことは困難である。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、令和5年5月に完了している。また、平成9年に竣工された対象施設新築設計業務を担当とした3社JVの1社であり、これまでの改修工事にもアドバイザーとして従事するなどの実績がある。設計業務・現場調査をとおして、当該施設の制約についても把握しており、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行為図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和5年度3／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
12	施設建築課	北部合同庁舎 外壁等改修工 事監理業務	令和5年 10月24日	1,782,000	(株)建築設計同人 匠才 庵	沖縄県沖縄市山内3-2 3-15	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は改修工事における監理業務であり、設計段階では把握できなかった改修箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進め、最適な工法の検討を行うなど適切な対応が必要となる。</p> <p>また、工事監理の対象となる施設は合同庁舎であり、職員が施設を利用しながらの工事となっている。そのため、設計段階で予期し得なかった事態が発生した場合は工事に関する詳細な説明等が求められることから、改修対象の目的物において構造上、施設運営場の制約がある状態となっている。</p> <p>左記相手方は、設計業務を通して、施設管理者や施設利用者の状況把握、施設の状態に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応ができ、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	施設建築課	浦添職業能力開発校給水設備改修工事監理業務	令和5年10月11日	1,507,000	(株)ニライ設備設計	沖縄県那覇市字識名1195-1	第167条の2 第1項第2号	<p>今回、工事監理業務の対象となる工事は、浦添職業能力開発校の給水設備、消火設備等を更新する内容であり、施設を運営しながらの工事となっている。</p> <p>当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行なったものであり、状況を確認しながら工事を進めるため、施工段階で新たな事項が確認された場合には、変更設計等迅速な対応が必要となる。</p> <p>当該施設は、年間を通して利用者が多いことから、給水設備、消火設備等の更新工事を行う際には、施工上の制約が非常に多い。そのため、不測の事態に迅速に対応するためにも、工事の監理者は、施設や給水設備、消火設備の状況、施設の利用状況、管理者の要望等を十分に把握している必要がある。</p> <p>左記相手方は、設計業務の実施を通じ、施設や給水設備、消火設備等の状況把握に精通していることから、上記相手方と監理契約を結ぶことにより、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
14	施設建築課	南部保健・福祉 合同庁舎大規模 改修工事監理業務	令和5年 10月20日	10,505,000	(株)根路銘設計	沖縄県那覇市首里石嶺 町三丁目75-1	第167条の2 第1項第2号	<p>南部保健・福祉合同庁舎大規模改修工事設計業務(以下「設計業務」という。)については、上記設計者が受注しており、令和4年度に完了している。</p> <p>本業務は、改修工事における監理業務であり、施設改修工事を行うなかで把握される外壁、柱、基礎等の構造躯体の劣化や、埋設される配管等の設備器機の設置状況により、設計段階では把握できなかった工事必要箇所が顕在化する可能性があり、計画の変更が想定される。</p> <p>本業務は計画の変更が生じた際の検討業務も含まれ、現場を停滞させることなく、円滑に対応することが求められ、施設の劣化状況の対処方法に精通している必要がある。また、建物に在館者が居ながら実施する執務並行工事であり、入居者等の年間業務内容を把握し、工事工程との連動した引っ越し作業の工程を検討する作業も含まれる。</p> <p>このように、対象となる施設は、施設を使用しながら工場で不確定リスクへの対応や円滑な引っ越し作業との連動が求められる事から、構造上、施設運営上の制約がある。</p> <p>上記設計者は、設計業務を通して、施設管理者との調整及び現場調査による施設の劣化状況及び入居者等の業務内容に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	県議会棟外壁等修繕工事(第2期)監理業務	令和5年11月2日	1,375,000	(株)西筋総合設計	沖縄県那覇市小禄1-15-20	第167条の2第1項第2号	<p>今回、工事監理の対象となる工事内容は、県議会棟の長寿命化を目的として、外壁タイル・クラック補修及び塗装等の改修を行うものである。</p> <p>当該改修工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、施設を利用しながらの工事であり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められることとなる。</p> <p>工事監理の対象となる県議会棟は、施設を使用しながら劣化状況を把握する不確定さへの対応要求という施設運営・構造上の制約があり、不測事態発生時に迅速かつ適正な対応が求められる。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査及び令和4年度の県会棟外壁等修繕工事(第1期)監理業務については左記相手方が行い、議会運営との兼ね合いにより制限がある中で、工期内に工事を完了させている。設計業務・工事監理をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況及び工程管理に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
16	施設建築課	沖縄県立若夏学院屋内運動場解体工事監理業務	令和5年 12月7日	1,070,300	(株)都市建築設計	沖縄県那覇市古波蔵4-1-1	第167条の2 第1項第2号	<p>今回解体工事の対象となる建築物を有する沖縄県立若夏学院は、児童福祉法第44条に基づく県立の児童自立支援施設である。不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童が入所しているため、施設外の人間と接触を控える必要があり、施設側と動線の検討や工事内容の共有を綿密に行うことが求められる。</p> <p>また、本工事は屋内運動場の解体となっているが、同敷地内には、男女寮、教室棟、管理棟、屋外運動場等があり、居ながら改修工事と同様に、児童が生活している範囲内での工事となる。よって、工事中に設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合、監理業務受注者は工事に関する詳細な説明等において迅速かつ適切な対応が求められることとなる。以上のことから、解体工事の対象となる施設において構造上、施設利用形態上の制約がある。</p> <p>左記相手方は屋内運動場の基本・実施設計業務及び解体工事の実施設設計業務を担当しており、現場の現状を十分に把握し、業務内容に精通していることから、工事における的確な指示及び不測の事態等発生時には迅速な対応が期待でき、工事の確実で円滑な進捗が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	施設建築課	令和5年度 金属製建具工事費特別調査業務	令和5年12月18日	1,650,000	(一財)経済調査会 那覇支部	沖縄県那覇市久米2-2-20	第167条の2 第1項第2号	<p>本委託業務は、施設建築課が発注する県営松川団地建替工事(2期棟建築)を対象とし、金属製建具の市場適正単価の実態調査を行う業務である。</p> <p>アルミサッシの単価は、「積算資料」及び「建設物価」に、沖縄県の求める仕様が掲載されていないため、専門業者からの見積対応を行っているところである。</p> <p>今回の調査対象建築物も専門業者から見積徴取済みであるが、市場の適正単価の実態を把握し、専門業者の見積価格との比較検討を行うことで今後の設計単価の基礎資料とした。市場単価調査には、特殊の技術や知識を要するため、建築単価の刊行物を発刊している業者でなければ対応が困難である。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	施設建築課	県営比屋根団地外壁等改修工事(第1期)監理業務	令和5年12月25日	1,100,000	(有)め～ばる設計工房	沖縄県那覇市字国場385	第167条の2第1項第2号	<p>今回、工事監理の対象となる工事内容は、県営比屋根団地の長寿命化を目的として、屋上防水、外壁補修及び塗装等の改修を行うものである。</p> <p>対象工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となる。</p> <p>また、入居者が生活しながらの工事であり、不測の事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等、迅速かつ適切な対応が求められる。</p> <p>このように、対象となる施設は、施設を使用しながら不確定な劣化状況を把握し、年度内に工事を完了しなければならないという構造上・施設上の制約がある。</p> <p>当該工事に係る設計業務、施設調査については左記相手方が行い、設計業務・工事監理をとおして、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況及び工程管理に精通していることから、改修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮される。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
19	建築指導課	令和5年度開発許可登録簿の電子化業務委託	R5.10.30	1,023,000	公益財団法人沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	<p>公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)では、道路、河川など個別システムで管理する公共土木施設台帳を建設技術センターが構築した「OCTC公共施設情報管理システム」に統合し、一元管理することで、県民の安全・安心を確保するとともに、県・市町村の経済的かつ効率的な維持管理業務を支援している。</p> <p>当該業務においても平成28年度より「OCTC公共施設情報管理システム」を活用し、電子化資料の登録・情報共有などを図ってきた。行政サービスの向上や業務の効率化ためには、今後も既存システムへの継続的な情報の蓄積・共有及び更新が必要となる。</p> <p>以上より、「OCTC公共施設情報管理システム」に関する著作権・使用権を有する建設技術センターと随意契約を締結するものである。</p>	特命随意契約
20	北部土木事務所	羽地大川災害復旧調査測量設計業務委託(R5)	R5.10.2	6,853,000	(株)岩下建技コンサルタント	沖縄県浦添市前田2-19-16	第167条の2第1項第5号	<p>本業務は、台風6号により被災した羽地大川における災害復旧工事のための測量設計業務である。</p> <p>同河川において河川護岸及び管理用通路、階段等の崩壊が生じたが、崩壊箇所の浸食が進行し、被害拡大が懸念されること、また、背後は民地(畑)となっており、安全性確保が必要なことから早急に復旧する必要があること、</p> <p>「災害時における沖縄県土木建築部所管施設の災害復旧支援業務に関する協定」に基づき、(一社)沖縄県測量建設コンサルタント協会に支援を要請したところ、左記業者が対応可能との通知があり、履行体制も確認できたことから、早期かつ確実な業務を履行できる左記業者と随意契約を締結した。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	北部土木 事務所	屋部川河川応 急対応業務委 託(R5)	R5.10.6	9,372,000	安岡建設(株)	沖縄県那覇市字天久91 8番地6	第167条の2 第1項第5号	本業務は、台風6号により被災した屋部川水系屋部川における応急対応業務である。 同台風により、屋部川の護岸崩壊及び転落防止柵の破損が生じたが、崩壊箇所は民地に隣接しており、今後台風襲来や大雨による河川増水で被害がさらに拡大する恐れがあるため、早急に応急対応を行う必要があった。 「災害時における応急対策に関する基本協定書」に基づき、(一社)沖縄県建設業協会に対し災害応急対策業務を要請したところ、左記業者が対応可能との通知を受けたことから、「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき左記業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約
22	北部土木 事務所	北部管内河川 応急対応業務 委託(R5)	R5.10.10	5,412,000	(有)新栄建設	沖縄県大宜味村字喜如 嘉580番地	第167条の2 第1項第5号	本業務は、台風6号により被災した北部土木事務所管内河川における応急対応業務である。 同台風により、北部土木事務所管内の河川において護岸の崩壊及び矢板背後の裏込め土の吸出しが生じたが、被災箇所は民地に隣接しており、今後台風襲来や大雨による河川増水で被害がさらに拡大する恐れがあるため、早急に応急対応を行う必要があった。 「災害時における応急対策に関する基本協定書」に基づき、(一社)沖縄県建設業協会に対し災害応急対策業務を要請したところ、左記業者が対応可能との通知を受けたことから、「災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括的協定書」に基づき左記業者と随意契約を締結した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	北部土木 事務所	我喜屋ダムダ ムコン機器点 検等業務委託 (R5)	R5.12.11	1,518,000	JRCシステムサービス (株)	沖縄県那覇市壺川3-2 -4	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、水道用水にも利用される我喜屋ダムのダムコンピュータの故障箇所を把握し、工事の必要額を算定するための点検業務である。</p> <p>ダム管理事務所のダムコンピュータは、システムメーカーによる設置となっており、設置業者以外で分解点検を行うことが困難である。また、別業者で分解点検を行いシステムに異常を来した場合に修繕を行うことが不可能であるため、設置業者である左記業者と随意契約を締結した。</p>	特命随意 契約
24	北部土木 事務所	北部管内技術 審査等支援業 務委託(R5- 2)	R5.12.28	1,683,000	公益財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札において工事入札参加者から提出される技術資料を分析・整理する業務であり、発注工事情報に接することになる。</p> <p>沖縄県建設技術センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出資により設立された財団であり、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保する体制も整備されており、発注関係事務を公正に行うことができるため選定した。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	中部土木 事務所	R5倉敷ダム休 憩設備建築確 認申請等業務 委託	11月9日	1,144,000	(株)アーキ5D	宜野湾市普天間2丁目4 7-16	第167条の2 第1項第7号	【業務概要】「R5倉敷ダム休憩設備工事」のうち、テント膜シェルター設置(3箇所)にかかる建築確認申請及び工事監理。 【随意契約に付する理由】現在実施中の「R5倉敷ダム休憩設備工事」は、建築確認申請及び建築主事による完了検査を伴うものであり、1級建築士による申請手続きと工事監理が必要である。「R5倉敷ダム艇庫等建築工事確認申請業務委託」を現在履行中の(株)アーキ5Dは、倉敷ダムの状況を把握しており、事前調査・建設地確認の省略による業務効率化で人件費の低減となるため、同社との随意契約により執行する方が得策である。	特命随意 契約
26	中部土木 事務所	ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物(特 別管理産業廃 棄物)運搬業務 委託(R5)	12月11日	481,800	日本通運(株)沖縄支店	浦添市伊奈武瀬1-7-13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、海中道路の倉庫に保管中のPCB廃棄物を運搬する業務である。 与那城町漁協より海中道路沿いの一般公共海岸に投棄物があるとの通報があり、確認したところネオン変圧機と思われる投棄物が確認された。その中で製造年月日の確認出来ないものが13個確認され、中部保健所より製造年月日の確認が出来ない個体についてはみなしPCB廃棄物として処理しなければならないと指摘があった。そのため、海中道路の倉庫にてドラム缶に入れて保管中である。 PCB廃棄物の処分についてはPCB特別措置法に基づき、無害化認定を取得した施設にて適切に処分することが義務づけられている。 上記の無害化認定を取得した施設は県内になく、九州地区に1業者「中間貯蔵・環境安全事業(株)(以下:JESCO)」のみとなっている。沖縄県から処理施設への収集運搬には「北九州ポリ塩化ビフェニルにかかる認定要綱」に基づき、認定された業者である必要があり、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
27	中部土木 事務所	幸地インター線 総合的技術支 援業務委託(R 5-3)	12月8日	2,024,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1丁目7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>【業務概要】本業務は、幸地インター線事業における2件(R5補正分)の工事の当初積算代行を目的とした、総合的技術支援業務を委託するものである。</p> <p>【随意契約とする理由】本業務の内容は、工事発注資料作成及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>【契約相手を特定する理由】(公財)沖縄県建設技術センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、契約相手として特定するものである。</p>	特命随意 契約
28	中部土木 事務所	幸地インター線 設計業務委託 (R5-2)	10月10日	2,200,000	(株)沖縄土木設計コンサル タント	浦添市牧港2-54-2	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、「幸地インター線道路改良工事(R4-1)」の工事個所にて起きた、民地側駐車場の陥没及び法面部変状における地すべり等の解析及び対策に向けた設計を目的とした委託業務である。</p> <p>本工事箇所においては、民地側(駐車場)への影響も出ていることから、迅速な復旧が必要となっている。</p> <p>また、工事も「全部一時中止」にしていることから、工事の早期再開に向け、早急に設計を行い対策を実施する必要がある。</p> <p>以上のことから、緊急性のある業務に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p> <p>同社は、当該箇所における実施設計を行っており、また、他業務「幸地インター線工事調整会議業務委託(R5-1)」にて業務を遂行していることから、現場条件および性質を熟知しているため、迅速な業務実施が期待できる。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
29	中部土木 事務所	県道20号線(泡 瀬工区)技術審 査支援業務委 託(R5-2)	11月29日	2,211,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1丁目7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく総合評価落札方式による工事の発注関係事務(技術審査)である。</p> <p>本業務の内容は、工事発注資料作成[公告文(案)、入札説明書(案)]及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>公益財団法人沖縄県建設技術センター(以下、建設技術センター)は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として、沖縄県及び市町村の出捐により設立された財団である。このような趣意で設立された建設技術センターは、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えている。</p> <p>上記の理由により、当該業務の性質が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものに該当し、(公財)沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	中部土木 事務所	県道20号線(泡 瀬工区)架設桁 設備歩掛検討 業務委託(R5)	11月9日	2,442,000	一般社団法人日本建設 機械施工協会	東京都港区芝公園3丁目 5-8	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の実施にあたっては、機械化施工の知識に精通していることや、積算基準の構成要素となる機械経費算定に関する高度な専門的知識と豊富な経験が不可欠である。さらに、幅広い行政分野に亘る技術的検討能力・情報収集能力が必要であるほか、中立性・公平性を有する必要がある。</p> <p>(一社)日本建設機械施工協会は、建設事業の機械化を推進し、国土の開発と経済の発展に寄与することを目的として設立された公益法人である。橋梁架設工事の積算の検討に際し、昭和34年に中立的な機関として、発注者、受注者、学識経験者を中心とする委員会を立ち上げ、公正な立場から橋梁架設工事の積算に関する調査研究・審議を開始し、以来現在まで我が国唯一の専門機関をして調査研究活動を進めてきており、本業務を遂行することができるのは当協会のみである。</p> <p>以上のことから、業務の円滑な遂行と信頼性のある業務成果が期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、(一社)日本建設機械施工協会と随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
31	中部土木 事務所	幸地インター線 技術審査支援 業務委託(R5)	11月28日	3,333,000	公益財団法人沖縄県建 設技術センター	那覇市寄宮1丁目7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>【業務概要】本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月1日)」(以下、品確法)に基づく総合評価落札方式による幸地インター線等の工事の発注関係事務(技術審査)に係る業務である。</p> <p>【随意契約とする理由】本業務の内容は、工事発注資料作成及び工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理及びヒアリング記録作成であり、発注工事情報に接することになるため、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>【契約相手を特定する理由】(公財)沖縄県建設技術センターは競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、契約相手として特定するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	中部土木 事務所	ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物(特 別管理産業廃 棄物)処理業務 委託(R5)	12月11日	3,449,600	中間貯蔵・環境安全事業 (株)北九州PCB処理事 業所	福岡県北九州市若松区 響町1丁目62-24	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、海中道路の倉庫に保管中のPCB廃棄物を処理する業務である。</p> <p>与那城町漁協より海中道路沿いの一般公共海岸に投棄物があるとの通報があり、確認したところネオン変圧機と思われる投棄物が確認された。その中で製造年月日の確認出来ないものが13個確認され、中部保健所より製造年月日の確認が出来ない個体についてはみなしPCB廃棄物として処理しなければならないと指摘があった。そのため、海中道路の倉庫にてドラム缶に入れて保管中である。</p> <p>PCB廃棄物の処分についてはPCB特別措置法に基づき、無害化認定を取得した施設にて適切に処分することが義務づけられている。</p> <p>保管場所から処理施設までの運搬は別業務の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)運搬業務委託(R5)」にて行う予定である。上記の無害化認定を取得した施設は県内になく、九州地区に1業者「中間貯蔵・環境安全事業(株)(以下:JESCO)」のみとなっている。</p> <p>契約内容の特殊性により契約相手が特定されることから、左記業者と随意契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	中部土木 事務所	街路事業草刈 清掃業務委託 (R5)	11月30日	3,495,800	公益社団法人沖縄市シ ルバー人材センター	沖縄市美原3丁目1-1	第167条の2 第1項第3号	<p>【業務概要】本業務は、街路事業の草刈清掃業務を委託するものである。</p> <p>【随意契約とする理由】地方自治法施行令第167条の2第1項第3号 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合より役務の提供を受けるため。</p> <p>【参考見積依頼業者選定理由】当該契約は胡屋泡瀬線(沖縄市内)の草刈清掃を行う業務であることから、沖縄市に事業所を設ける事業者を選定し、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。</p>	
34	中部土木 事務所	与儀地すべり 応急対策設計 業務委託(R5)	12月12日	3,465,000	(株)沖縄設計センター	那覇市首里末吉町3丁目 57-6	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】本業務は、沖縄市与儀地すべり防止区域における盛土に対する応急対策の設計を行うものである。</p> <p>【随意契約とする理由】沖縄市与儀地すべり防止区域にて盛土が確認されており、令和5年8月上旬の台風6号の襲来時には、盛土斜面中腹に滑落崖が確認されており危険な状態となっている。盛土下には住宅が位置していることから、人的被害を未然に防止するため、早急に応急対策を行う必要がある。</p> <p>【業者選定理由】中部管内の地すべり地区にて設計を行った実績がある3者を選定し、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。</p>	

土木建築部における随意契約の実績（令和5年度3／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	中部土木 事務所	豊原地すべり 測量設計業務 委託(R5)	11月9日	5,830,000	(株)沖縄建設技研	浦添市字前田1124番 地	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】本業務は、令和5年8月上旬に襲来した台風6号によって被災した地すべり防止区域・豊原地区内の地すべり対策工事に必要な測量及び設計を行うものである。</p> <p>【随意契約とする理由】台風6号の襲来に伴う大雨等により法面の表層すべりが発生した。現状の不安定化した法面のままでは、既設の法枠や抑止杭に影響を与える危険性があるため、早急に対策が必要となる。また、斜面上部には公園があり、人的被害を未然に防止するために早急な現地測量や設計が必要である。</p> <p>【業者選定理由】昨年度、同地区の調査測量を受託した(株)沖縄建設技研と、中部管内の地すべり対策の設計を行った実績がある2者を含む3者を選定し、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。</p>	
36	中部土木 事務所	楚辺急傾斜地 調査測量設計 業務委託(R5)	10月31日	10,230,000	(株)大洋土木コンサル tant	浦添市港川272-1	第167条の2 第1項第5号	<p>【業務概要】本業務は、令和5年8月上旬に襲来した台風6号によって被災した急傾斜地崩壊危険区域・楚辺地区内の対策工事に必要な調査、測量及び設計を行うものである。</p> <p>【随意契約とする理由】台風6号の襲来に伴う大雨等により崖崩れが発生した。現状の不安定化した斜面のままでは、再度斜面が崩れ、斜面下の民家に被害が拡大するおそれがあるため、早急に対策が必要となる。人的被害を未然に防止するために早急な調査、測量及び設計が必要である。</p> <p>【業者選定理由】同地区内の急傾斜地崩壊対策の設計を行った実績のある2者と、直近で中部管内の急傾斜地崩壊対策の設計を行った実績のある1者を加えた3者を選定し、最も価格の低い見積書を提出した左記業者と契約を行った。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和5年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	宮古土木 事務所	宮古空港ゴム 除去工事(R5)	R5.10.13	22,550,000	(株)コムカット	福岡県南区的場2丁目21 番1号	第167条の2 第1項第2号	<p>宮古空港の滑走路において、滑走路へのゴム(タイヤ跡)の付着及びグルーピング状況の悪化により、航空機の運航に支障をきたしており、着陸時の安全性を確保するため、早急にゴム除去を行う必要がある。</p> <p>以下の理由により、特殊な技術、機器又は設備等を必要とするため、(株)コムカットと随意契約を締結することとした。</p> <p>①空港のゴム除去の施工機械(超高压ウォータージェット)を所有しているのは、九州地区では1社のみである。</p> <p>②宮古空港を含む県内空港において同種工事を元請けとして施工実績を有している。</p> <p>③沖縄県入札参加資格者名簿(ほ装)に登録されている。</p>	特命随意 契約